

## 【1 分解説】実質株主とは？

総合調査部 マクロ環境調査グループ 研究理事 河谷善夫

実質株主は名義株主に対比される用語です。会社法上(法第 121 条)、株式会社は株主名簿を作成することになっており、これに記載された株主を名義株主と呼びます。一方、当該株式について議決権行使や投資についての権限を有する株主が別に存在する場合、これを実質株主と呼びます。例えば投資信託の場合、株式を管理する信託銀行が名義株主となり、投資判断を行う運用会社が実質株主となります。

今の我が国の制度では、名義株主については株主名簿や有価証券報告書等の大株主の状況に関する開示を通じ、発行会社や他の株主が把握することが可能です。一方、実質株主は大量保有報告制度の適用対象（5%超）となる場合を除き、発行会社や他の株主が把握することができません。

このような状況は企業と株主・投資家の対話や相互の信頼関係を醸成する上で課題であるとの指摘があり、金融庁の金融審議会のワーキング・グループで実質株主の把握を可能とする制度の検討が 2023 年 6 月から行われました。同年 12 月に公表された報告書では、欧州諸国に倣い、発行会社が実質株主や名義株主に対しその保有状況や実質株主に関する情報について質問した場合に回答を義務付ける制度を創設する方向が示され、現在、実務的検討が進んでいます。

### 関連レポート

・「【1 分解説】大量保有報告制度とは?」(2023 年 10 月)

<https://www.dlri.co.jp/report/ld/282992.html>